

議案第21号

大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成29年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「大田原市個人情報保護条例（平成29年条例第20号。以下「個人情報保護条例」という。）第38条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第31号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第8条の規定による諮問に応じ、調査審議し意見を述べること。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に、「個人情報保護条例第2条第1号」を「個人情報保護法施行条例第2条第2項」に改め、「同じ。）」の次に「又は大田原市議会議長（以下「実施機関等」という。）」を、「し、実施機関」の次に「等」を加え、同号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 大田原市議会個人情報保護条例（令和4年条例第41号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

- (5) 議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ、調査審議し意見を述べること。

第6条第4項中「及び第2号」を「、第2号及び第4号」に改める。

第7条第1項中「又は第2号」を「、第2号又は第4号」に、「実施機関」を「実施機関等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第31号）附則第2項の規定による廃止前の大田原市個人情報保護条例（平成29年条例第20号）第6条、第7条、第11条及び第38条第1項の規定により大田原市情報公開・個人情報保護審査会に諮問されている審査請求については、施行日において大田原市情報公開・個人情報保護審査会に諮問された審査請求とみなす。